

下関市最低制限価格制度実施要領の一部を改正する要領

下関市最低制限価格制度実施要領（平成20年9月2日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号により算出された価格とする。</p> <p>(1) 土木系工事</p> <p> 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の<u>9</u>/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の<u>7</u>/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を次の①から③のとおり切り上げた価格とする。</p> <p>① 1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>② 100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>③ 100万円未満の場合は千円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>(2) 営繕系工事</p> <p> 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の<u>9</u>/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の<u>7</u>/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を前号の①から③のとおり切り上げた価格とする。</p> <p> 営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じ</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号により算出された価格とする。</p> <p>(1) 土木系工事</p> <p> 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の<u>10</u>/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の<u>7.5</u>/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を次の①から③のとおり切り上げた価格とする。</p> <p>① 1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>② 100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>③ 100万円未満の場合は千円未満を切り上げた価格とする。</p> <p>(2) 営繕系工事</p> <p> 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の<u>10</u>/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の<u>7.5</u>/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を前号の①から③のとおり切り上げた価格とする。</p> <p> 営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じ</p>

た現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事

業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

(3) 略

た現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事

業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

(3) 略

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行し、改正後の下関市最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。